

議案第100号

米原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

米原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）が令和2年9月4日に公布されたことに伴い、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げること等、および地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の4の2第6項ただし書の規定により国民健康保険税の納期ごとの納付金額を平準化するため、この案を提出するものである。

米原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

米原市国民健康保険税条例（平成 17 年米原市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の見出しを「(納期等)」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 納期ごとの分割金額に 100 円未満の端数があるとき、またはその分割金額の全額が 100 円未満であるときは、その端数金額または全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

第 23 条第 1 号中「33 万円」を「43 万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数および公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第 2 号および第 3 号中「33 万円」を「43 万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

付則第 3 項中「所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第 703 条の 5 に規定する総所得金額」の次に「および山林所得金額」を加え、「、「法」を「法」に、「とする。）」を「とする。）および山林所得金額」と、「110 万円」とあるのは「125 万円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の米原市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

米原市国民健康保険税条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p><u>（納期等）</u> 第12条 1・2 略 <u>3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、またはその分割金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額または全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。</u> （国民健康保険税の減額） 第 23 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 63 万円を超える場合には、63 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円）ならびに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円）の合算額とする。 （1） 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、<u>43 万円（納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に</u></p>	<p><u>（納期）</u> 第12条 1・2 略 （国民健康保険税の減額） 第 23 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 63 万円を超える場合には、63 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円）ならびに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円）の合算額とする。 （1） 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、<u>33 万円</u>を超えない世帯に係る納税義務者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見出しの変更 ・ 納期ごとの納付金額を平準化することに伴う改正 ・ 国民健康保険税の減額措置に係る基準額の引上げに伴う改正

規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数および公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ 略

(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者および特定同一世帯所属者 1 人につき 28 万 5,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、43 万円(納税義務者ならびにその世帯に属する国民健康保険の被保険者および特定同一世帯所属者

ア～カ 略

(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者および特定同一世帯所属者 1 人につき 28 万 5,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(3) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額および山林所得金額の合算額が、33 万円に被保険者および特定同一世帯所属者 1 人につき 52 万円を加算した金額を超えない世帯に

・国民健康保険税の減額措置に係る基準額の引上げに伴う改正

・国民健康保険税の減額措置に係る基準額の引上げに伴

<p>のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者および特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>付 則 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 当分の間、世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法</u>第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額および山林所得金額」とあるのは「<u>法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)</u>および山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「<u>125万円</u>」とする。</p>	<p>係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>付 則 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>3 当分の間、世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が、前年中に<u>所得税法(昭和40年法律第33号)</u>第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「<u>法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)</u>」とする。</p>	<p>う改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文言整理 ・ 文言整理 ・ 公的年金等控除の10万円引下げに伴う改正
--	---	---